



## 検査システム 利用申込書及び変更依頼書

お申込日 年 月 日

<お客様記入欄>

※必要事項を太枠内にご記入下さい

申込基本情報			
お申込区分	<input type="checkbox"/> 新規申し込み <input type="checkbox"/> 登録情報変更依頼		
約款同意	<input type="checkbox"/> Welcome利用約款に同意の上、利用申込します。		
貴社名			
貴社名フリガナ			
ご担当者部署名		役職名	
ご担当者名		フリガナ	
ご担当者メールアドレス	@		
ご住所	〒		
TEL		FAX	

<弊社記入欄>

<営業担当名>	<運用担当者記入>		
	アカウント登録日	アカウント削除日	
佐々木			

# Welcome 利用約款

## 第1条（約款の適用）

Welcome利用約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社イノベーションゲート（以下「当社」といいます）と「Welcome」の利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）を締結した事業者（以下「事業者」といいます）に対して適用されるものとします。

## 第2条（Welcomeの利用申込）

事業者は、Welcomeの利用にかかる申込を行う場合には、Welcomeの仕組みおよびWelcomeにより提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、所定の申込書により申し込むものとします。

## 第3条（契約の成立）

前条の事業者によるWelcomeの利用にかかる申込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により、的確と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に本契約が設立するものとします。但し、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限りWelcomeを利用することができるものとします。

## 第4条（データの保持期間）

データの保持期間は、受検終了時から1年間とする。

## 第5条（利用料）

1. 事業者は、事業者が申し込んだサービスが利用可能な状態となった時点で、第2条に基づき事業者が提出した申込書に記載した金額をWelcome利用料（以下「利用料」といいます）として支払わなければならないものとし、事業者がその後サービス利用の期間を短縮する等、申込内容を変更した場合であっても、利用料は、減額されないものとします。

2. 事業者は、サービス期間の途中において本契約が終了した場合（当社の責に帰すべき事由による場合を除く）においても利用料の支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を当社に支払っている場合には、当社は事業者に対し利用料の返還義務を負わないものとします。

## 第6条（利用企業ID・パスワード）

1. 当社は、本契約が成立した場合には、事業者に対し、Welcomeの利用にかかるIDおよびパスワード（以下「ID等」といいます）を発行するものとします。

2. 事業者は第三者にID等を譲渡または貸与もしくは開示等してはならないものとし、また、ID等を厳重に管理する義務を負います。なお、事業者が事務処理の必要性からID等を業務委託先しようさせる場合には、自己の責任においてこれを行うものとし、それにかかる事故等に関し、当社は何ら責任を負わないものとします。

3. 当社または事業者の都合によりID等を再発行する場合には、当社は、情報セキュリティの観点から事業者にかかる認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、ID等の再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、当社が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。

## 第7条（保守作業等によるWelcomeの運営の一時的な停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には事業者への事前通知や承諾なしに、Welcomeの一時的な運営の停止を行うことがあり、事業者は、これを予め承諾します。

- ① Welcomeにかかるサーバの保守またはWelcomeの仕様の変更もしくはシステムの瑕疵の修補等を行う場合
- ② 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立によりWelcomeの運営が困難または不可能になった場合
- ③ 上記各号の他、当社がやむを得ない事由によりWelcomeの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

2. 前項に定めるWelcomeの一時的な運営の停止により、事業者が登録した会社情報等のWelcome上への反映の遅れまたは学生等からのエントリー情報の受信の遅れが生じた場合でも、当社は、何らの責任も負わないものとします。

## 第8条（IDの有効期間）

IDの有効期間は、ID発行日から2年間とする。

## 第9条（約款の変更）

1. 当社は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます）の適用開始日の1か月以上前から、変更条件を事業者に提示するものとします。

2. 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の提示より1か月以内に書面にて当社に対して通知しなければなりません。

3. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。但し、第5条2項にしたがい、事業者は利用料の全額について支払い義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、当社は事業者に対し利用料の返還義務を負わないものとします。

4. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

## 第10条（当社の免責）

1. 事業者は、自己の責任によりWelcomeを利用するものとし、当社は本契約もしくはその履行およびWelcomeの利用に関して事業者につき生じた損害について、当社の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何ら賠償義務を負わないものとします。但し、当社が責任を負う場合であっても、かかる責任は、事業者が本契約に基づき支払済みの対価相当額を上限とします。

2. 当社は、天災地変その他不可抗力（当社の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバダウン等を含みます。）により生じた損失につき、何ら責任も負わないものとします。

3. 当社は、事業者または、第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失（①ウイルスによるサーバダウン、システム障害、データの流出・損壊、②ハッキングによるサーバダウン、システム障害、データの流出・損壊、③プロバイダのダウン、④事業者の操作ミスによるデータの流出・損壊、採用機会の損失並びに⑤システム環境の変化による障害、Welcomeにかかるシステムの瑕疵などを含みます。）につき、何らの責任も負わないものとします。

4. 当社は、事業者に対し、学生等の採用の確実性、事業者に応募する学生等の資質・能力および事業者がWelcomeの効果および事業者がWelcomeを通じて採用した学生等に関する何らの保障も行わないものとします。

## 第11条（権利義務譲渡の禁止）

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

## 第12条（契約期間・解除）

1. 本契約の有効期間は、契約の成立日よりサービス期間終了日までとします。

2. 前項にかかわらず、当社または事業者は、相手方が次の各号の一に該当するときには、相手方に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除またはWelcomeの一定期間の利用を停止することができます。

- (1) 本約款の規定に違反した時
- (2) 相手方の信用を傷つけた時
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けた時
- (4) 手形・小切手の不渡り処分を受け、またはその他支払い不能となった時
- (5) 営業の全部または重要な部分を他に譲渡した時
- (6) 合併等により経営環境に大きな変化が生じた時
- (7) 信用に不安が生じた時
- (8) 営業を廃止した時、または清算にはいった時
- (9) 事業者が内定の取消または採用中止その他学生等の差別的な取扱いまたは言動等、採用活動上望ましくない行為を行った時
- (10) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなった時

3. 当社は、前項各号に定める事項の他、第三者からの苦情または、事業者に起因するトラブル等から、事業者によるWelcomeの利用が、当社またはWelcomeの信用等に影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合には、事業者に対し通知することにより、本契約を即時に解除することができるものとします。

4. 事業者は、前2項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。

## 第13条（合意管轄）

本約款および本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第14条（合意管轄）

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に規定されていない事項については、当社と事業者は、協議の上円満に解決するものとします

附則：2011年11月01日作成